

【公的年金等の源泉徴収票合計表】

- ※ 機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載欄の枠からはみ出さないように記載してください。
- ※ 金額を記載する欄には、「¥」や「円」を記載しないでください。
- ※ 誤って記載した場合は、二重線で抹消し、可能な限りその欄の枠内に正しい内容を再記載してください。枠内に再記載できない場合は、ほかの使用していない空欄に正しい内容を記載のうえ、本来記載すべき欄を矢印で示してください。
- ※ 「同上」や「〃」といった記載はせず、すべての内容を正確に記載してください。
- ※ 「元号」欄は次のとおり記載してください。

元号	記載方法
令和	5
平成	4

- ※ 「本店一括」欄は、本店等一括提出をする場合は「1」を、本店等一括提出をしない場合は「2」を記載してください。

記載要領

- 1 「その年中の支払総額（源泉徴収票の提出省略分を含む。）」欄には、公的年金等の源泉徴収票の提出省略限度額以下のため公的年金等の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての公的年金等について記載する。
なお、災害により被害を受けたため公的年金等に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は、「源泉徴収税額」に含めないで記載する。
- 2 「左のうち、源泉徴収税額のない者」欄には、公的年金等の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄の金額が零となる者の数を記載する。
- 3 「左のうち、公的年金等の源泉徴収票（税務署提出用）を提出するもの」欄には、この合計表とともに公的年金等の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。
- 4 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により公的年金等に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額（公的年金等の源泉徴収票の「摘要」欄に記載された所得税額）を記載する。
- 5 二重線で囲まれている欄は、提出義務者において記載を要しない。